

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成22年度既修者認定試験問題
第2次募集

憲法・行政法

平成22年2月20日(土) 10:00~11:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は6枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【第1問】(配点: 50点)

Xらは、午後6時30分頃から、A電鉄B駅の構内である南口1階の階段付近（「許可なく駅構内において、物品の販売並びに配布及び寄附、演説、勧誘等の行為をお断りいたします 駅長」という掲示があり、シャッターにより閉鎖し得る一方、日中は、A電鉄及びJRの乗降客のほか、同駅付近の商店街の買物客らが自由に通行できる。）において、同駅係員の許諾を受けずに、刑事裁判の被告人支援活動の一環として開催される集会への参加を呼びかける目的で、ビラを多数配布し、かつ、携帯用拡声器を使用して演説を行っていた。午後6時45分頃から、Xらは、同駅管理者及びその依頼を受けた警察官から、ビラ配布と演説について制止を受け、同駅構内からの退去要求を受けた。しかし、Xらは、約20分間にわたり本件制止と退去要求に従わず、同じ場所に滞留してビラ配布と演説を続けた。そこで、Xらは、鉄道営業法35条違反の罪及び刑法130条後段の不退去罪により起訴された。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

(資料)

○ 鉄道営業法（明治33年法律第65号）（抜粋）

第35条 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケシテ車内、停車場其ノ他鐵道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ對シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲ為シタル者ハ料ニ処ス

【第2問】(配点: 50点)

Xは、Y市において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。資料1参照。）7条に基づく許可を得て一般廃棄物の収集と運搬を業としている、株式会社である。このほど、Xの代表取締役であるAが、同社事務所内で従業員に暴行を働いたとの容疑で逮捕、勾留された。Y市長は、このことを受け、Aが廃棄物処理法7条5項4号トの定める欠格要件「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当すると判断し、Xに対する聴聞を行った。

X側弁護士は、すでに被害者と示談が成立しており不起訴処分になるであろうことを強調したが、Y市側は、廃棄物処理法7条許可の審査基準として公表しているY市廃棄物処理法運用基準要綱（資料2参照）によれば逮捕された場合は直ちに欠格要件に該当するため起訴不起訴にかかわらず許可を取消さなければならない旨説明し、結局、Xに対する許可を取消した（以下、「本件処分」という）。

(1) 本件処分は書面で行われ、そこには処分内容のほかに処分理由が記載されることになる。あなたがY市の担当者であったなら、処分理由をどのように記載するか。

5 行程度（7行以内）で起草しなさい。なお、法令名は略称を用いて良い。

（2）本件処分後まもなく、Aは暴行事件について不起訴処分となった。Xは、本件処分の取消訴訟を提起しようと考えている。あなたがX側弁護士であつたら本件処分の違法性をどのように主張するか、述べなさい。

（3）本件処分の取消訴訟において、Y市は、聴聞時に説明した要綱上の基準にAが該当することに加えて、Xが一般廃棄物処理状況報告書の提出をたびたび怠るなど業務を誠実に執行しようとする姿勢に欠けるところがあつたことを、許可取消しの理由として主張した。裁判所としてはこのような理由の追加をどのように扱うべきか、論じなさい。

（資料1）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第二節 一般廃棄物処理業

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に關じ不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合すること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（変更の許可等）

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許

可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るもの）のいずれかに該当するに至ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（事業の停止）

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

三 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（名義貸しの禁止）

第七条の五 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(資料2)

○ Y市廃棄物処理法運用基準要綱（抜粋）

刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者は、特段の事情がない限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号トに該当する。

以上